

令和2年7月15日

市川市長

村越 祐民 殿

公明党市川市議団

代表 西村 敦

「誰も置き去りにしない」「誰も孤立させない」地域共生社会の実現、及び
生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等の体制強化の申入れ

市民の皆様の努力と協力によって、新型コロナウイルス感染症による感染拡大は一時的医療崩壊危機を回避したところである。経済においては、日銀が7月1日発表した全国企業短期経済観測調査(短観)で景況感が大幅な悪化を示している。

新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、お受けする相談には制度・分野を超えた複雑な課題が浮かび上がってきている。高齢の親が中高年のひきこもりの子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、認知症の人や障がい者、不登校の子どもが同居する家庭など、課題が複合的に絡み合い既存の法制度、支援の仕組みでは対応ができず、相談に行っても、たらい回しに遭ったり、適切な支援につながらないケースが増えている。

あらゆる相談を断らず、受け止め、必要な支援につなぐなど、「断らない相談支援体制」の構築が急務であるとともに、地域住民や民間団体等と連携・協働した地域づくりを推進し、「誰も置き去りにしない」「誰も孤立させない」という地域共生社会の実現、全世代型社会保障の実現につなげることが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症による生活困窮で、相談に訪れる方が激増しており支援の強化が急務となっている。相談に訪れた方の中には、住まいに関すること・家計管理の困難・公共料金や税等の滞納、就職に向けた活動がうまくいっていないなど、様々な課題を抱えていることも考えられる。

自立相談支援機関では、相談者のニーズや課題を踏まえて本人に寄り添った支援の推進が重要である。更に、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援が求められる。

生活困窮者自立支援制度で行う事業の一つに、家賃が払えない人を支援する「住居確保給付金」がある。このため生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)を一部改正し、令和2年4月20日から施行し、住居確保給付金について支給の対象が拡大

されたところである。

本市におかれましては、これまでも自立相談支援機関の体制の強化に向けた検討や取り組みを進めていただいているが、現下の相談件数等を踏まえ、より一層の強化を進める必要がある。

また、国は令和2年度第2次補正予算において、自立相談支援員の加配等、自立相談支援機関等の強化にかかる経費が盛り込まれた(国庫補助金 3/4)。

本事業の地方負担金 1/4 については、第2次補正予算で計上の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能となり、実質的に全額国費で体制強化することになった。

つきましては、下記に示す具体的な施策及び対策を行い、お困りの方の相談支援や申請を確実かつ迅速に受け止められるよう必要な対応を求める。

記

(1)、「誰も置き去りにしない」「誰も孤立させない」地域共生社会の実現

地域では、8050 問題、介護と子育てを同時に行うダブルケア、ひきこもり、児童虐待、などの課題が複合的に絡み合い、既存の制度だけでは対応できない事例が増えている。あらゆる相談を断らず、受け止め、必要な支援につなぐなど、「断らない相談支援体制」の構築が急務である。

1、複合的な課題解決めざす包括的支援の体制整備

介護・障がい者福祉・子育て・児童・生活困窮の相談支援に関する事業を、縦割り行政の弊害を排して、市が一体として実施する。更に、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援体制」を構築することに加え、新たに参加支援、地域づくり支援「重層的支援体制整備」を求める。

2、包括的な支援体制の整備促進のための基盤である人材の育成や確保

地域住民や民間団体等と連携しながらソーシャルワーク(社会福祉援助技術)できる人材の育成に取り組み、専門職や地域住民らが市職員と共に継続して伴走できる体制の構築を求める。

(2)、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の体制強化。

1、一人一人の状況を相談で把握し、その状況に合わせて、自立相談支援、就労支援、家計改善支援、一時生活支援等、本人に寄り添った支援を行っている。しかし、新規

相談受付件数は激増しており昨年実績を遥かに超える相談者数となっている。

- ・昨年度、2019年4月～2020年3月の新規相談者数は 601件であった。
 - ・今年度、2020年4月～4月・5月・6月の3ヶ月の新規相談実績は 1,216 件である。
- 既に、この3ヶ月で前年の約2倍となっている。月平均にすると前年が50件／月、今年度は、405件／月となり、昨年比では約8倍の新規相談を受け付けしている。

このことにより、自立相談支援機関として本来行うところの一人一人に寄り添った支援が行えていない。このような現状を踏まえ、お困りの方への支援を推進するための体制強化として、自立支援相談員の加配等による自立相談支援体制の強化を求める。

※因みに、5月13日以降、住宅確保給付金の減収者申請は市が直接対応することになり、それらは新規相談者として受理していない。但し、電話・来所の申請相談には対応している。(5月177件・6月138件)

2、住宅確保給付金の体制強化

支給対象が拡大された住居確保給付金について、滞りなく申請処理を行えるよう、事務職員を配置するなどして、事務処理体制の強化を求める。

- 2020年6月末時点で、申請件数 289件、相談件数 1,023 件である。
 - ・2019年4月～2020年3月の1年間の相談件数 21件である。
 - ・2020年4月5月6月の3ヶ月で、既に昨年比の約49倍の相談件数になっている。
- 現在:初回相談予約が1カ月先となっており、更に支給においては、月1回の振り込みの為、相談予約から支給までに約1ヶ月半(45日)～2カ月間も掛っており、お困りの方の相談や申請を確実に受け止められる状況になっていない。
尚、5月13日からは市職員2名が担当しており、毎日夜8時・9時頃まで残業を行っている。それでも処理が間に合わないため土曜日も出勤している。
 - ※推計だが時間外が100時間を超える過労死ラインの可能性があると考える。
 - 大事な人材を守っていただきたい。この様な理由から、速やかに体制の強化をされることを求める。

- 実質全額国費(10/10)となる。

3、本市の財政部・経済部等と連携した就労支援

相談ニーズの急増にともない、課題解決をめざすだけでなく、就労を通して社会とのつながりや生きる力を取り戻すための、就労・居場所づくり(出口づくり)の重要性が高まっている。

自立相談支援機関(市川市生活サポートセンターそら)のあっせんに応じて、企業組合 We need(生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業者)が就労に困難を抱える

生活困窮者を受入れ、就労の機会の提供に取り組んでいる。しかし、日々就労先の開拓に懸命に取り組んでいるが、就労の確保は難しい現状にある。については、就労訓練・就労体験の機会の提供として、本市の随意契約で行う様々な業務を委託するなどの就労支援を求める。

以上